

新型コロナ

暮らし・仕事・営業への
影響は深刻・・・

くらしと営業を 守る制度の活用を！



くらし



●生活保護 (運用が緩和されています)

新型コロナ影響に対し、コロナ稼働能力、自動車、自営に必要な資産があっても適用
＊相談・受付は、各区役所の「保護課」窓口

●住宅確保給付金

離職等で住居を失った、または失う恐れの人への家賃支給、合わせ就労確保支援を実施

【支給期間】 最大9カ月

【支給額】 人数で31,100円(1人)～49,000円(7人)

【問合せ】自立支援センター(中央)328-2795

(東) 367-9233 (南) 358-5571

●生活福祉資金 当座のお金がないとき

＜緊急小口資金＞(貸付上限)10万円・特例20万円

(措置期間)1年(償還期間)2年＊無利子・無保証人

＜総合支援金＞(貸付上限)単身15万、2人以上20万

(貸付期間)原則3カ月以内(措置期間)1年

(償還期間)10年以内 ＊無利子・無保証人

【問合せ】社会福祉協議会 ☎ 324-5511

子育て・学校、事業主、雇用での支援は裏面

●国民健康保険

＊「お知らせ」は6月以降。
いずれも申請が必要。

1、保険料の減免

【対象】収入が前年比で30%以上減
(年間所得1000万円以下)

所得300万円以下世帯は「全額免除」

2、傷病手当金の支給

【対象者】新型コロナ感染者と疑いのある人

【支給額】給与日額×(2/3)×日数

【適用期間】2020年1月～9月末

＜問合せ＞国保年金課 ☎328-2290

●市営住宅の減免(対象)新型コロナの影響で収

入が減少(解雇、倒産、休職休業、売上減少等)

(問合せ)市営住宅管理センター

「中央・北・西区」☎327-5101「東・南区」☎311-7833

●水道・下水道料金の支払い猶予

個人・企業ともに、新型コロナの影響での支払い
困難は、支払猶予・分割納付の相談ができます。

【問合せ】上下水道局料金課☎381-1118

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

●6月9日(火) 午後5時30分～7時30分

さくら法律事務所(京町本町1-22) Tel 090-8667-3148

●6月11日(木) 午後1時～4時

菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) Tel 322-7731

●6月17日(水) 午後2時～4時

中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200

●6月22日(月) 午後6時～8時

北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001

●6月25日(木) 午後1時30分～4時

山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) Tel 362-5181

●6月29日(月) 午後3時～5時

東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656

●10万円の特別定額給付金

申請はできましたか？

振り込まれましたか？

申請書は郵送で各世帯へ送られています。申請した方へは、25日から順次口座へ振り込まれます。

「申請できていない」「申請書がない」という方は、お尋ねください。

給付金コールセンター

☎0570-096-456

困ったことの相談は、
日本共産党市議団へ

☎ 328-2656

＊いろいろな制度の「内容がわからない」「手続きがわからない」というときもお電話ください。

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか

NO. 1188

2020年5月31日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



(上野 みえこ)



(なす まどか)



事業主・雇用



●中小企業等総合相談窓口

*電話相談 ☎355-2112

月～金／午前9時～午後5時

*面談による相談は、上記の電話に予約の上、
森都心プラザ・市役所 14 階で。

●持続化給付金 *受付はネットです。

事業の継続、再起のための給付金

(支給対象)前年同月比で売上が 50%以上減少

中小・小規模事業者、フリーランス 含む個人事業者。医療法人、農業法人、NPO、社福法人など

(給付額) 法人:200 万円、個人事業者:100 万円

(ネット申請先) <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

(問合せ) 中小企業庁 金融・給付金相談窓口

●小規模事業者等緊急支援補助金

【対象】国の「小規模事業者等緊急支援補助金」

に不採択となった事業者を対象

【要件】直近の売り上げが 70%減少

【補助上限】30 万円 (補助率: 3 分の 2)

【問合せ】産業振興課 ☎328-2950

*国の小規模事業者等緊急支援補助金

小規模事業主等のコロナ対策や販路拡大等へ補助

【補助上限】100 万円 (補助率: 3 分の 2)

(問合せ) 中小企業基盤整備機構 ☎03-6459-0866

中小企業庁小規模企業振興課☎03-3501-2036

●熊本市緊急家賃支援金

(対象) 緊急事態宣言に基づき、熊本県の休業要請を受け、休業・時間短縮営業をした飲食店など

(支援内容) 1 ヶ月分家賃の 8 割相当額

*家賃総額上限 35 万円 (上限 28 万円・1 回限り)

(問合せ) 家賃支援相談窓口☎0570-096-700

☆国の制度も現在検討中

●無保証・無利子融資

無保証・無利子の各種融資等については、

中小企業等総合相談窓口へ ☎355-2112

●熊本県休業協力金

休業要請に協力した中小企業等への協力金

【交付額】10 万円

【受付】6 月 30 日消印有効、郵送のみ

【問合せ】県専門相談窓口 ☎333-2828

日本共産党市議会だより 2020 年 5 月 31 日号 (No.1188)

●雇用調整助成金

新型コロナによる事業縮小に対し、労働者の雇用維持を図った場合に、賃金等の一部を助成

***新型コロナ感染の特例措置**(4 月 1 日～6 月 30 日)

1 カ月 5%以上の減少で対象に

解雇をしない中小企業 90～100%の助成 等
(問合せ) 熊本労働局 ☎ 096-312-0086

コールセンター☎ 0120-60-3999

●税金の支払猶予と軽減

(2020 年の固定資産税・都市計画税は 1 年間の納税猶予が可能

(対象) 事業収入が前年同月比で 20%減少

(2021 年の固定資産税・都市計画税を軽減

【問合せ】納税課 ☎328-2204

子育て・教育



●国の学生支援緊急給付金

【対象】バイトで学費を賄い、新型コロナで就学困難な大学・大学院・短大・専門学校等の生徒

【給付額】非課税世帯の学生 20 万円

それ以外の学生 10 万円

【申し込み】それぞれの大学・学校等へ

●県独自の困窮大学生等給付金

【対象】住民税非課税世帯の学生へ 5 万円

●学校休業等助成、支援金

新型コロナ感染症対応で小学校等の臨時休校に伴い、子どもの世話を行うために有給休暇を取得させた事業主、契約した仕事ができなくなった個人(フリーランス等の保護者)への支援金

【支援期間】2 月 27 日～6 月 30 日

【支援内容】雇用している事業主 賃金全額

フリーランス等 1 日あたり 4,100 円

【問合せ】学校等休業助成金・支援金・コールセンター

☎ 0120-60-3999

●就学援助 経済困難家庭への就学費援助

【問合せ】教育委員会指導課 ☎328-2721

●熊本市奨学金の返還猶予

【問合せ】教育委員会指導課 ☎328-2721

●母子父子寡婦福祉資金貸付の返還猶予

【問合せ】各区役所保健子ども課 または

熊本市母子父子相談室 ☎372-1228

●子育て世帯への特別臨時給付金

*申請の必要なし、児童 1 人あたり 1 万円